

義務教育学校の現状及び可能性 －実践事例の考察を通じて－

The Current Situation and Possibilities of Compulsory Education Schools in Japan: through Consideration for an Actual Case

洲脇 一郎* 後藤 徹也**

要旨

義務教育学校は、戦後の様々な状況変化に伴い、研究開発学校等での先駆的实践等を経て新たな学校種として制度化された。神戸市立港島学園での事例も含めて様々な教育実践が展開中であり、さらに、現在生起している教育課題にも対応し得る可能性を含んでいる。

キーワード：小中連携・接続 小中一貫教育 研究開発学校 義務教育学校 小中一貫型小学校・中学校 施設一体型 教科担任制

はじめに

義務教育学校は、平成28年4月1日の改正学校教育法等の施行により制度化された新たな学校種である。法律施行に併せて、22校の義務教育学校が全国的に設置されるとともに教育活動を開始した。筆者の一人は、そのうちの一枚に設置準備から開校、3年間の学校運営を通じて責任者として関わる経験を持った。その成果と課題等も踏まえつつ、義務教育学校設置の経緯、現状について整理する。

義務教育学校の制度化に至る背景には、後述するように、戦後における子供の身体的発達や性的成熟の早期化、学習内容の高度化や発達段階に伴う学習意欲の変化、「中1ギャップ」とも表現される生徒指導上の課題への対応、といった様々な教育的事象の生起があった。これら諸課題への対応の必要性は、国レベルにおいても小中連携・接続の改善という文脈の中で繰り返し指摘され、一つの処方箋として「研究開発学校」や「構造改革特別区域研究開発学校」といった枠組みが設けられた。こうした枠組みは、地域や児童生徒の課題に日々向き合う多くの基礎的自治体等によって積極的に活用され、幾多の先駆的实践を経て、義務教育学校制度の創設という国における本格的な制度化に至ったものである。

今日、我が国の義務教育は、教科指導の専門性や授業の質の向上、働き方改革を通じた教職員の負担軽減や教職の魅力向上、といった新たな課題への対応を迫られている。義務教育学校という新たな制度的枠組みが、こうした課題への対応に際して更に展開の余地を拓けていくのではないか、という点についても考察を加えていく。

* 神戸親和女子大学発達教育学部児童教育学科 教授

** 神戸市シルバーカレッジ 事務局長

1 義務教育学校制度化に至る沿革及び背景

第二次世界大戦の終戦後まもなくに行われた学制改革の一環として、昭和22年4月より新たに施行された前期課程6年・後期課程3年の義務教育期間（就業年限9年）は、現在に至るまで変更されることなく維持されているが、前期課程（＝小学校課程）と後期課程（＝中学校課程）の連携及び接続の在り方については、これまでも国レベルでたびたび議論の対象となってきた。

昭和46年6月に出された中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」においては、「第2章 初等・中等教育の改革に関する基本構想」の中で、「現在の学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するため、その第一歩として次のようなねらいをもった先導的な試行に着手する必要がある。」としたうえで、「小学校と中学校、中学校と高等学校のくぎり方を変えることによって、各学校段階の教育を効果的に行なうこと」とし、それは「小学校高学年と中学校、中学校高学年と高等学校を接続する新しい学校のくぎり方をとって、それぞれの学校が生徒の発達段階に応じてよりいっそうまとまった教育を行うための具体的な方法を究明するためである。」としている。この提言は、昭和51年に導入された「研究開発学校制度」のもとでの幾多の研究へとつながっていくこととなった。⁽¹⁾

その後、昭和50年代後半から60年代前半にかけて4次にかけて行われた臨時教育審議会の答申においては、6年制中等学校の設置など、特に中等教育段階の多様化について提言がなされたものの、小学校課程と中学校課程の接続のあり方については、前期中等課程と後期中等課程の関係性と対比して、具体的な提言がなされるには至らなかった。

昭和から平成へと時代が移り、臨教審答申に即して、「自ら学び、自ら考える力」と「課題探究能力」の育成を軸にした教育の重要性への認識が高まる中で出された中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続について」（平成11年12月）においては、再び初等中等教育の役割に焦点が当てられた。具体的には、「義務教育の始期や年限、学校段階の区切りについては、歴史的な経緯や諸外国の状況、児童・生徒の発達段階、国の財政事情等を総合的に判断して、現在、その年限を9年とし、初等中等教育のうちの小学校段階及び中学校段階とされている。」とし、続けて「初等中等教育段階全体を通して見れば、子供と社会の状況の様々な変化を考慮する必要がある。例えば子供の身体や精神の発達の早まりが見られる一方、生活の自律や進路選択の意識の面では自立が遅れる傾向にあると言われていること（略）などの状況が見られる。これらを踏まえ、幼児期から初等中等教育を一貫してとらえて各学校段階間の連携を一層強化するため、（略）、カリキュラムの一貫性、系統性をより一層確立するとともに、学校段階間のより望ましい連携や接続の在り方について総合的かつ多角的な観点から検討する必要がある。」とした。そして、小学校高学年と中学校教育の連携・接続の課題として、「この段階は、児童・生徒の思春期の特徴が現れるため、心身の発達に応じて一貫性のある継続的な指導を行う必要があり、具体的思考による学習から抽象的思考による学習への移行や、各自の個性の現れというこの時期の特性に対応して、教育内容や小学校における専科指導の充実なども含めた指導法の在り方などについて研究を進める必要がある。」と結んだ。⁽²⁾

平成17年10月に出された中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」は、前述の平成11

年答申の内容からさらに踏み込んだものとなった。具体的には、「義務教育に関する制度の見直し」として、「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。」とした。⁽³⁾

さらに、同答申の1年後、平成18年10月に内閣に設置をされた「教育再生会議」の第3次報告（平成19年12月25日）においても、「文部科学省の研究開発学校、構造改革特区等で行われている、6-3制や小中のカリキュラム編成の特例について、より簡単に一般の学校でも取り組めるように制度を見直す。小中一貫校の制度化についても検討する。この場合、小中一貫校と他の学校との間でスムーズに転校、進学ができるように配慮する。」とされた。⁽⁴⁾

平成11年から平成17年に至るわずか6年の間で、小中連携・接続に関する中教審答申の記述の基調が強まった背景の一つとして、この間、国の「研究開発学校制度」や「構造改革特別区域研究開発学校制度」を活用した全国の学校設置者レベルでの取組が急速に広がった点が指摘できる。「研究開発学校制度」に基づく小中連携に関する取組の指定校は平成24年度時点で9件59校となっている。一方、平成15年度より「構造改革特別区域研究開発学校制度」として始まり、平成20年度より「教育課程特例校」として引き継がれた制度に基づく小中連携推進の取組件数は同じく43件、983校に及んでいる。⁽⁵⁾

このように小中連携・接続の取組が全国的に加速化するなかで、平成18年7月には、全国12市区町村の教育委員会などで構成する「小中一貫教育全国連絡協議会」が品川区立小中一貫校日野学園において「第1回小中一貫教育全国サミット」を開催し、1,500人を超える自治体・学校関係者が参加した。同サミットでは、シンポジウムや分科会などで小中一貫校のありかたが話し合われるとともに、「義務教育学校設置に向けた可能性を追求し、実効性ある法改正を目指します」「小中一貫教育を通じて、教育における地方分権を拡充します」とする共同宣言が採択され、自治体側からの動きの象徴的事例となった。⁽⁶⁾

上述のような、国の研究開発学校制度を活用した小中連携・接続に関する取組や、品川区のように、教育課程面での小中一貫教育にとどまることなく学校施設として小中一貫教育校を設置する取組が展開される一方で、中教審答申の趣旨に即して自治体単独で地道に小中連携を推進していく取組も行われた。例えば、神戸市では、平成15年度より「特色ある神戸の教育推進アクティブプラン」を毎年度策定し、PDCAサイクルによって不断に検証・改善を繰り返しながら義務教育の質の向上を目指した。小中連携についても、生徒指導面での情報・行動連携、学習面での情報連携、小中合同研修の実施、学校行事の共同開催、さらには同一中学校区における小中一貫カリキュラムの策定など、具体的な取り組みを全市で着実に広げていった。⁽⁷⁾

このような全国的な流れの中で、中教審の「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」は、平成24年7月、「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」を公表した。この中に

において、「1 小・中学校間の連携・接続に関する現状、課題認識」「2 小中連携、一貫教育の推進について」に引き続き、「3 義務教育学校制度（仮称）創設の是非について」と題して新制度創設の是非を含む論点整理を行った。結論的には、「小中一貫教育の豊富な実践が蓄積された上で、将来的に改めて義務教育学校制度（仮称）の創設について検討する場合には、教育課程の基準の特例を活用して小中一貫教育を推進する学校、設置者の取組、ニーズ、成果や課題等について把握、検証した上で、「初等教育」と「中等教育」のいずれの段階も含む形態で、一つの学校種として「義務教育学校」を制度化することの是非、初等教育段階から学校制度が複線化することに対する考え方、既に制度化されている「中等教育学校」との制度的整合性について、十分に検討を進めることが必要である。」として、早急な制度化に対して慎重な見解を示した。⁽⁸⁾

2 義務教育学校の制度設計及び現状

前述の中教審「意見等の整理」においては比較的慎重な見解が示されたものの、その約2年後の平成26年7月に出された、第二次安倍内閣の私的諮問機関としての「教育再生実行会議」の第五次提言「今後の学制等の在り方について」においては、「地方公共団体における小中一貫教育の取組により、学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時と比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。」として、小学校と中学校の相互乗り入れ授業等の推進、小学校における専科指導の推進と並んで、小中一貫教育学校（仮称）の制度化が提言された。⁽⁹⁾

上記提言の5か月後に出された中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」においては、小中一貫教育を行う新たな学校種の創設が、①組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）、②子供たちの社会性の育成機能の向上、③いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少等）をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少等に資することとなる、と結論づけている。

これらの提言や答申を受ける形で、国は義務教育学校の法制化を推し進め、翌年の平成27年6月には「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、同28年4月1日より施行される運びとなった。法律の施行に先立ち、平成27年7月30日付で文部科学省初等中等教育局長等より各都道府県教育委員会等あてに通知が発出されている。その要点として、

- ・我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設けることとしたこと。
- ・市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができるものとしたこと。
- ・義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とすること。
- ・義務教育学校の就業年限は9年とし、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程に区分したこと。
- ・地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者・

保護者・地域住民との間において、新たな学校作りに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていくことが重要であること。

- ・義務教育学校の課程は、前期6年、後期3年に区分することとしているが、組織としては一体であり、義務教育学校の教職員は一体的に教育活動に取り組むこと。
- ・義務教育学校の教育課程については、前期課程及び後期課程に、それぞれ小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を準用すること
- ・公立の義務教育学校に係る学級編制及び教職員定数の標準は、前期課程については現行の小学校と、後期課程については現行の中学校と同等の標準としたこと。
- ・小学校及び中学校を廃止して義務教育学校を設置する場合を含め、義務教育学校において小中一貫教育が円滑に行われるよう、都道府県教育委員会等においては、義務教育学校に係る教職員定数の標準を踏まえた適切な教職員配置に努めること。
- ・義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとするが、当分の間、小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるものとしたこと。

等があげられる。⁽¹⁰⁾

文部科学省は、義務教育学校等の制度化1年目にあたる平成29年3月に、全国の地方公共団体等を対象として導入状況調査を実施している。調査結果によると、平成28年度に設置済みの義務教育学校の数は、国立・公立・私立を合わせて22校、年度別の設置累計予定数は平成29年度：48校、30年度：73校、31年度：82校、令和2年度：89校、令和5年度以降：100校、となっている。一方、実際の設置累計数は、平成29年度48校、30年度：82校、31年度：94校、令和2年度126校となっており、当初の想定を超えて義務教育学校の設置が進行する状況となっている。

また、同調査によれば、法律で規定された義務教育学校とは別に、省令（学校教育法施行規則等）を根拠に、教育課程の特例として義務教育学校と同様の「9年間の教育目標の設定」や「9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成」を行うことができる「小中一貫型小学校・中学校」の設置累計予定数は、令和5年度以降で525校にのぼるとされており、さまざまな類型の小中一貫教育校の設置が広範囲に拡大しつつあることが具体的数値として示されている。⁽¹¹⁾

同調査の結果が示唆するもう一つの特徴として、義務教育学校の施設形態がある。令和5年度以降において設置済または設置予定の100校を対象にその設置形態を尋ねたところ、86%の学校が「施設一体型」と回答している。因みに「施設隣接型」が7%、「施設分離型」が5%、「検討中・未定」が2%である。「施設一体型」が大多数となっていることと関連して、文部科学省が平成27年2月に公表した「小中一貫教育等についての実態調査」の結果に触れておきたい。この調査は、今後の小中一貫教育の推進方策及び小中連携の一層の高度化方策等を検討するため、小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校1,130校等を対象として実施されたものである。これによると、小中一貫校の施設形態を「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」に分けて、それぞれについて小中一貫教育の成果を見たところ、「学力面」「生徒指導

面」「児童生徒の情意面」「教職員の意識面」のいずれにおいても「施設一体型」がアンケート結果で高い数値を示した。⁽¹²⁾

以上より、設置者が実際に小中一貫校の設置形態を選択する場面において、「施設一体型」が小中一貫教育の成果を最も効果的に引き出すという調査結果の含意に即した形で、「施設一体型」一貫校の設置という判断を行っているもの、と考えられる。

3 実践事例の考察（神戸市立港島学園の取組及び成果）

次に、義務教育学校における具体的な取組を神戸市立港島学園の事例を通じて考案する。

港島学園が立地する神戸市のポートアイランドは、神戸港内に造成された人工島である。昭和56年に一期工事が完成し、平成18年に連絡橋で結ばれた神戸空港島、続いて平成22年には二期工事が完成した。港島学園はこれらを校区としている。島の中にはさまざまな都市機能とあわせて7千戸の住宅がある。港島学園の前身の港島小・中学校は、昭和55年4月に、ポートアイランドの街びらきと共に開校した。開校以来、人工島のほぼ中央に、お互いの敷地が隣接する形で立地をしている。開校後10年余り経過した時点で小学校の児童数が1,700名を超え、日本一のマンモス校となったが、その後減少に転じ、このところは小・中とも各学年2～3学級規模で推移している。平成7年1月の阪神淡路大震災では、一時約3,500名が学校に避難してきたという経緯も手伝って、両校は島のコミュニティの核として住民から意識され、住民主導で小中の連携を盛り上げていこうという機運が早くからあった。その具体的な表れが運動会や音楽会など様々な合同の学校行事である。また、いずれも神戸市教育委員会の事業として、平成21年度には「小中連携モデル地区」、23年度には「小中一貫カリキュラム教科拠点地区」、26年度には「小中一貫モデル校」の指定を受けている。このように、港島は、神戸市の中では最も連携が進んだ小・中学校区の一つであったため、平成27年7月に文部科学省の通知が出されると同時に義務教育学校の設置準備に着手し、地域・保護者からの理解のもと、翌年4月に全国の他の21校とともに新たな学校種へと移行を果たした。

この移行によって、従来の「神戸市立港島小学校」と「神戸市立港島中学校」は「神戸市立義務教育学校港島学園」へと再編・統合された。30年以上にわたって親しまれた小・中学校の校歌・校章も廃止され、学園歌と新たな校章が制定された。教職員組織も一本化され、学校長とそれを補佐する総括副校長（校長級）が一人ずつ置かれ、さらに二人の教頭が小学部（＝前期課程）と中学部（＝後期課程）を分担した。教職員数については、前述のように、義務標準法で定められた小学校と中学校のそれぞれの教職員定数を引き継いだ。港島学園における義務教育学校の取組が神戸市初の事例になるということもあり、義務標準法による定数措置以外に、後期課程の所属として国語、数学、理科の正規教員を神戸市単独で加配措置した。加えて、行政や地域等との円滑な連絡・調整を担うことも含めて神戸市教委事務局との兼務で学園長を暫定的に配置した（3年間）。さらに、教員の異動に際しては、別枠にて小中一貫教育に興味・関心を持つ教員を市内全域から募り、優先的に配置を行った。因みに、施設設備面においては、当面の間、現状通りの「施設隣接型」とし、合同職員室を設けるなどに留めた。

教育課程面では、移行前の状況を踏まえて、学力の向上を前期・後期課程を含めた最重点の教育課題と明確に位置付け、考え得る手立てを講じていった。主たるものとしては、小学部（＝

前期課程)における一部教科担任制(4年生以上で段階的に実施)、共同授業(中学部教員が小学部に出向いての小・中教員による複数指導、6年生の算数・理科・英語活動で実施)、中学部における少人数授業(数学・英語で一部習熟度別に実施)、放課後学習(小学部は毎週月曜日、中学部(=後期課程)は定期考査前1週間程度、9年生(=中学3年生)は二学期より週一回程度実施)、長期休業中の補充学習(中学部)、昼休みのパワーアップタイム(10~15分)における漢字・計算技能の習熟、などである。加えて、授業時間数の十分な確保を最優先として、義務教育学校開校までの間、地域の協力のもとに実施していた小中連携促進のための様々な学校行事(合同運動会、合同音楽会、マラソン大会、駅伝大会等)は地域との協議を経て大胆に廃止ないしは簡素化を行った。さらに、教員の授業力の向上を図るため、毎月第二水曜日を全体研修日とし、中学部の部活動は休みとした。小学部の教員と中学部の教員が同一步調で取り組めるよう「特別の教科 道徳」に焦点化し、主体的・対話的で深い学びが得られる授業の創造を目指して授業研究を進めた。さしあたり、平成30年11月開催の「全日本中学校道徳教育研究大会(兵庫大会)」の分科会開催会場の一校に指定されたので、これを当面の具体的な目当てとした。そして、中学部は全学級において公開授業、小学部においても各学年1学級で公開授業を行うこととし、これに向け、市教委の指導主事等からの支援も受けながら模擬授業や指導案検討を積み重ねた。

上記の一連の取組の成果を測る指標の一つとして、半期に一度(6月及び11月)、質問項目及び記名式による全保護者を対象としたアンケート調査を実施した。(巻末図表参照)これによると、開校後2年間の間に保護者の学校の教育活動に対する評価は大幅に改善した。例えば、平成28年前期から29年後期に向けての各評価項目における肯定的な数値割合の推移として、「学校は子供の基礎学力を育てる取組を行っている」が70.4%⇒83.7%、「学校は工夫され充実した内容の学校行事を実施している」が70.2%⇒88.2%、「学校は子供や保護者の意見を取り入れた教育活動を行っている」が59.0%⇒81.3%、となっている。

また、学力の状況については、神戸市として毎年「全国学力学習状況調査」(小6・中3)に参加するとともに、市独自として「学力定着度調査」(小4・小5・中1・中2)を悉皆で実施し、指導の改善等に活用している。全市の結果と分析等については数値も含めて公表しているが、学校毎の数値については、過度の競争につながることを回避するため未公表としている。従って、本稿において港島学園の児童生徒に関する数値データを示すことは出来ないが、全体として、義務教育学校開校前の平成27年度から開校後3年間のデータを神戸市全体の状況と比較すると、各学年・各教科とも年々改善傾向を示している。例えば、義務教育学校開校後3年間を後期課程で学び、平成31年春に卒業した3回生に関して言えば、9年生(=中学3年生)の時点で、全国との対比で良好な結果であった神戸市全体の状況と比較しても遜色のない結果となっている。⁽¹³⁾

学力の改善傾向については、前述の様々な取組が寄与したことが考えられるが、取組以前に三教科(数学・理科・英語)の市単独加配の効果が大きかったのではないかと指摘が当然にして予想される。しかしながら、国語科や社会科といった加配のなかった教科においても改善傾向が示されていることからすれば、各般の取組の効果は一概に否定されるものではないと言い得る。学校長(=中学籍)及び総括副校長(=小学籍、校長級)の強力なリーダーシップの

もとで前期及び後期課程の教職員が一致結束し、児童生徒の学力向上という目標に向かって組織的に努力を重ねたことが大きな力となったことに疑いの余地は少ない、と考えられる。

港島学園の今後の課題の最たるものは施設一体型校舎への移行である。施設一体型の利点が他の設置形態に比して大きいことは文部科学省の調査等を通じてほぼ明らかになっていると考えられるが、神戸市はそうした点を考慮のうえ、既に施設一体型校舎の実施設設計費を予算計上して検討を進めており、その完成が待たれるところである。また、現在のところ、神戸市においても義務教育学校は港島学園の1校のみであるが、港島での成果を踏まえ、地域・保護者の理解や小・中の接続形態等を勘案して、他学区における導入の検討が今後進んでいくと思われる。

4 義務教育学校の展開可能性

平成31年4月、文部科学省は中教審に対して「新しい時代の初等中等教育の在り方」に関する諮問を行った。諮問理由として、「教師の長時間勤務の実態は深刻です。教師の採用選考試験の競争率の減少も顕著であり（略）、志高く能力のある人材が教師の道を選び、我が国の学校教育がさらに充実・発展するためにも、教職の魅力を高めることの必要性は待ったなしです。」「こうした状況に加え、我が国では、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展により、一市町村一小学校一中学校等という市町村が232団体（13.3%）あるなど、児童生徒数の減少に伴う教育環境の変化に対応する必要があります。」等と述べられた後、四項目が諮問事項として挙げられている。その第一が「新時代に対応した義務教育の在り方について」であり、具体的には、「基盤的な学力の確実な定着に向けた方策」「義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方」等が挙げられている。⁽¹⁴⁾

この諮問を受けて、同年12月には、中教審初等中等教育分科会より「論点取りまとめ」が公表された。論点の一つとして「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について」が示され、その中では、「小学校における教科担任制の導入により、教材研究の深化や授業準備の効率化による教科指導の専門性や授業の質の向上、教師の負担軽減が図られ、児童の学力の向上、複数教師による多面的な児童理解による児童の心の安定が図られるとともに、小・中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続などが実現できる。義務教育9年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和4年度を目途に小学校高学年から教科担任制を本格的に導入すべきである。」とされている。この論点整理の方向性は、義務教育学校において既に取り組まれている教育活動と重なり合うものである。⁽¹⁵⁾

一方、「取りまとめ」公表の直後にコロナ禍が全世界を直撃し、国内においても学校園等を含めて非常に厳しい対応を迫られたことから、本稿執筆時点においては、来年度以降において専科教員の増員と少人数学級の実現のいずれの政策課題に優先的に資源配分するかが見通しにくい状況となっている。⁽¹⁶⁾ 今後の政策の軸足がいずれに置かれるにせよ、例えば単学級どうしの小学校と中学校が接続するような中学校区においては、義務教育学校に移行することにより、たとえ義務標準法の枠内であったとしても、管理職やその他の教職員を効果的に再配置することにより、前期課程における専科指導や教科担任制の推進がより容易となり、ひいては「取り

まとめ」にあるように、教科指導の専門性や授業の質の向上、教師の負担軽減につながっていくものと考えられる。

他方、前述の「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理（平成24年7月）」において「創設に慎重であるべき」として記載された意見に「義務教育学校制度（仮称）を創設した場合、9年間ほとんど同一の集団で学んでいくことになる」「児童生徒は義務教育段階を9年一貫の学校とした場合、人間関係が固定化し、新たに出発する機会が失われる等により閉塞感等を感じるものと思われ、そうした児童生徒の目線に合わせて制度の是非について検討すると、義務教育学校制度（仮称）の創設には慎重にならざるを得ない。」等の指摘があった。しかしながら、港島学園もそうであったように、もともと一小学校と一中学校が接続している中学校区においては、学校種別のいかにかわらず子供達の間関係は9年間ほぼ固定されているのであって、小規模校であれば尚更である。ここに、例えば、小学部児童に向けての、教科指導等を通じた中学部教職員の関わりや部活動等を通じた中学部生徒の関わり、いわゆる「ななめの関係性」が加わることにより、むしろ閉塞的な状況の緩和につながることは、学校現場において間のあたりにしたことである。「論点取りまとめ」においても、「複数教師による多面的な児童理解による児童の心の安定が図られる」とあるが、まさにそのような効果が期待されることである。ただし、学校には適正規模があり、義務教育学校においても、1学年の学級数が大きくなるほど教職員組織としての一体感の保持がより困難となることは自明であり、義務教育学校の移行に際しては、学校規模に常に留意していく必要がある。

おわりに

神戸市立港島学園の事例において考察したとおり、既存の小・中学校から義務教育学校への移行は、①9年間を通じた組織的・継続的な教育活動の徹底による学力・学習意欲の向上、②教師や児童生徒相互の「ななめの関係性」の成立による子供たちの社会性の育成機能の向上、③いわゆる「中1ギャップ」の緩和をはじめとする生徒指導上の諸問題（いじめ・不登校等）の減少、などにつながる可能性を包含している。これは、前述の中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成26年12月）の結論ともまさしく重なり合うものである。

さらには、労働法制の改正等とも相俟って喫緊の課題となっている教師の働き方改革及び負担軽減、特に小学校課程において必要とされている教科指導の専門性向上、今後進行の加速化が見込まれる学校の小規模化等を考え合わせれば、義務教育学校への移行という選択肢は、今後ますます一般化していくものと予想される。

そのような状況下において、移行後の義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校には、制度的に許容されている教育課程の弾力化等の特例を十分に活用しつつ、それぞれの地域や児童生徒の課題等に即した効果的な実践活動を積み重ねていくことが期待される。本稿においては、学校独自の教科等の設定、後期課程から前期課程への指導内容の前倒し、4-3-2や5-4等学年段階の区切りの変更、といった教育課程の弾力化の事例に触れることは出来なかったが、全国各地においてそうした実践は着実に広がりつつある状況となっている。⁽¹¹⁾

今後とも、義務教育学校等における先進的な教育実践が既存の小学校・中学校に対しても有

益な教育的知見や指針を提供し、ひいては日本全体における9年間を通じた義務教育全体の質の向上に寄与することが、大いに期待されるところである。

(巻末図表)

<保護者アンケート結果概要>

評価項目	28前期	28後期	29前期	29後期	
学校は教育目標や重点的な取組を分かりやすく伝えている	77.8	77.9	87.9	88.8	
		28後・28前	29前・28後	29後・29前	29後・28前
		+ 0.1	+ 10.0	+ 0.9	+ 11.0
学校は子供の基礎学力を育てる取組を行っている	70.4	72.5	79.1	83.7	
		+ 2.1	+ 6.6	+ 4.6	+ 13.3
学校は基本的な生活集団が身につく取組を行っている	77.8	7.6	82.7	84.1	
		- 0.2	+ 5.1	+ 1.4	+ 6.3
学校は人権を尊重するいじめのない学校づくりに取り組んでいる	75.0	72.2	76.1	80.1	
		- 2.8	+ 3.9	+ 4.0	+ 5.1
学校は工夫され充実した内容の学校行事を実施している	70.2	71.4	83.0	88.2	
		+ 1.2	+ 11.6	+ 5.2	+ 18.0
学校は子供や保護者の意見を取り入れた教育活動を行っている	59.0	60.5	75.2	81.3	
		+ 1.5	+ 14.7	+ 6.1	+ 22.3
学校担任や学年の先生は学校生活全般について子供によく分かるように指導している	81.3	83.1	86.7	88.2	
		+ 1.8	+ 3.6	+ 1.5	+ 6.9

※表中の数値は、4段階評価の上位2段階（「評価できる」、「おおむね評価できる」）を合計したもの

(注)

- (1) 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）（第2次答申（昭和46年6月11日）第2章 初等・中等教育の改革に関する基本構想 第2 初等・中等教育改革の基本構想 より引用
- (2) 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（答申）（平成11年12月16日）第2章 初等中等教育の役割 (3) 発達段階に応じた教育目標 より引用
- (3) 中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」（答申）（平成17年10月26日）第2部各論 第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する－義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－ (3) 義務教育に関する制度の見直し より引用
- (4) 教育再生会議・第3次報告（平成19年12月25日）各論 1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～ より引用
- (5) 中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会において、文部科学省より参考として提出された公表資料より引用
- (6) 第1回小中一貫教育全国サミットにおける共同宣言文より引用
- (7) 神戸市教育委員会「特色ある神戸の教育推進 アクティブプラン」平成15年度及び16年度版より引用
- (8) 中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」3 義務教育学校制度（仮称）創設の是非について より引用
- (9) 教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。より引用
- (10) 文部科学省「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について」（通知）（平成27年7月30日）より引用
- (11) 文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査について」（平成29年3月1日）Ⅲ 義務教育学校の設置予定、Ⅳ 小中一貫型小学校・中学校（併設型・連携型）の設置予定 より引用

- (12) 文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査」（平成27年2月）中、「施設形態×小中一貫教育の成果」の分析より引用
- (13) 神戸市教育委員会「平成30年度全国学力学習状況調査の結果について（速報）」「平成30年度神戸市学力定着度調査 調査の概要・調査結果の概要」より引用
- (14) 柴山文部科学大臣より中央教育審議会への諮問（平成31年4月17日）では、「新時代に対応した義務教育の在り方」のほか、「新時代に対応した高等学校教育の在り方」「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」「これからの時代に対応した教師の在り方や教育環境の整備等」の三点が挙げられている。
- (15) 中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点の取りまとめ」（令和元年12月）中、「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について」（論点）より引用
- (16) 文部科学省「令和3年度概算要求のポイント」によれば、「学校における働き方改革等」として、「小学校専科教育の充実」のために加配定数2,000人を増要求する一方、「小人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」として、「学級編制の標準の引き下げ」等を事項要求している。